

## 定住促進住環境整備助成制度について

### 1 助成制度の区分及び内容

| (1) リフォーム等に対する助成                        | 助成対象        | 助成額        |
|---|-------------|------------|
| 村内の築15年以上の居住用住宅の改修                      | 改修費用100万円以上 | 30万円<br>限度 |
| 子育て世帯加算<br>(申請者と同居している18歳以下の子が1人以上いる世帯) | 加算          | 20万円       |

| (2) 除去工事に対する助成                | 助成対象                      | 助成額             |
|-------------------------------|---------------------------|-----------------|
| 村内で自己の居住用住宅の新築に伴う自己の旧居住用住宅の解体 | 除去費用100万円以上のもので、その廃棄物処理費用 | 費用額<br>(30万円限度) |

| (3) 屋外排水設備工事に対する助成                   | 助成対象   | 助成額  |
|--------------------------------------|--------|------|
| 農業集落排水処理施設又は個別排水処理施設に接続するための屋外排水設備工事 | 接続工事費用 | 3分の1 |

| (4) 空き家住宅購入に対する助成 |   | 助成対象 | 助成額                                    |
|-------------------|---|------|--|
| 住<br>宅            | ア 空き家住宅を購入し、住み替える場合                               | 購入費用 | 2分の1<br>(30万円限度)                       |
|                   | イ 転入加算<br>(3年以上村外に居住していた方が転入後3年以内に空き家を購入して居住する場合) | 加算   | 30万円<br>ただし加算を含めた合計助成額は購入費用の3分の2を上限とする |

- ・ 除去工事及び屋外排水設備工事は村内の建設業者等に限られます。
- ・ 改修工事等に対する助成は、同一世帯についてそれぞれ1回限りです。  
これまでの住環境整備事業等で実施の場合は対象となりません。
- ・ 原則として改修工事等に着手する前に申請することが必要となります。
- ・ 2親等以内の親族間の売買は対象となりません。